

子ども関連施設における放射線対策の対応基準について（平成24年3月見直し）

1 子ども関連施設の空間放射線量低減の対応基準

市の暫定基準値に基づき、次のとおり子ども関連施設における放射線対策（他の場所に比べ局所的に放射線量が高くなる場所）の対応基準を定めて取り組みます（図参照）。

- (1) 5 cmの高さの放射線量が市の暫定基準値 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト/時）超の場所は、土壌等を除去するなどの対応を行います。
- (2) 50 cmの高さの放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 超の場所は、周辺の詳細な測定を行い、線源の範囲を特定し、土壌等を除去するなどの対応を行います。
- (3) 5 cmの高さの放射線量を $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下にできないときは、その場所をシートで覆うなど飛散防止を図り、バリケード等で立入制限し、経過観察を行いながら個別に対応を検討します。

※ 測定は、始めに地表5 cmの高さで行い、暫定基準値を超えたときは、50 cm及び1 mの高さも測定します。

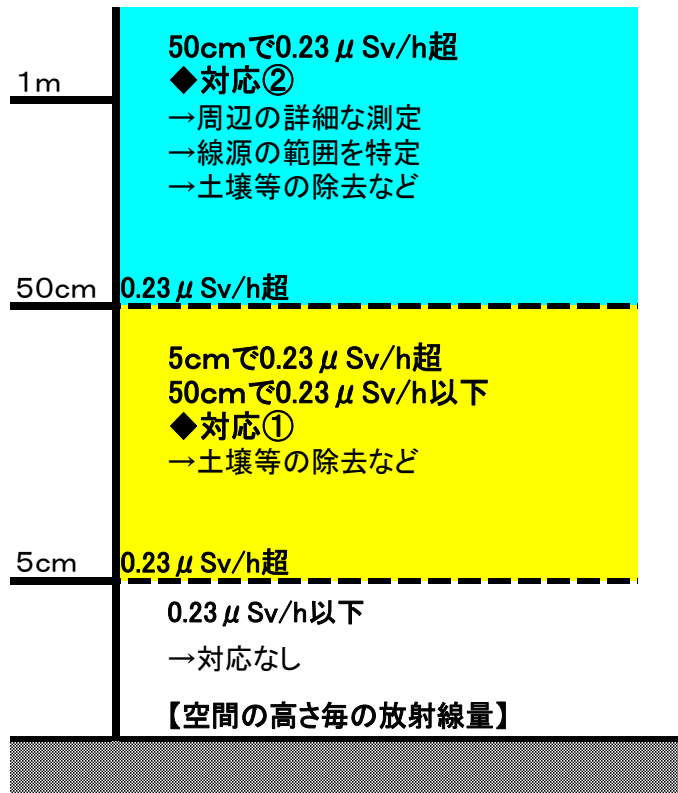
2 子ども関連施設の除去物の対応基準

- (1) 廃棄物処理が可能な除去物は、できるだけ少量・分割して廃棄物処理を行います。
- (2) 廃棄物処理ができない土壌等で、表面での放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下のものは、施設敷地内で覆土処理を行います。覆土の厚さは、5 cm～10 cm程度とします。
- (3) 廃棄物処理ができない土壌等で、表面での放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 超のものは、施設敷地内で地下保管を行います。二重のビニール袋等で漏出防止し、覆土の厚さは、20 cm～30 cm程度とします。覆土後の放射線量を確認します。

3 その他

周辺より放射線量の高い箇所（地表から1 mの高さの空間線量率が周辺より $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の高い数値が測定された箇所）を発見した場合は、文部科学省に連絡するものとします。（平成23年10月21日からの取扱い）

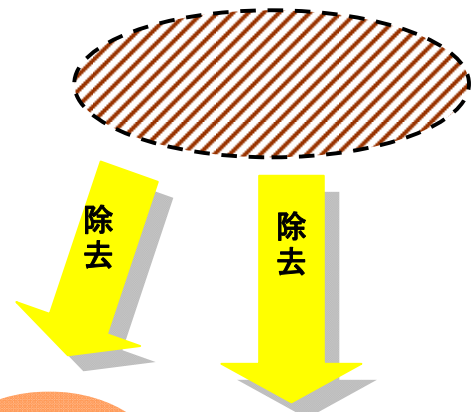
○子ども関連施設の空間放射線量低減の対応基準



※始めに地表5cmで測定し、
0.23 μSv/hを超えたときは、
50cm、1mの高さも測定する。

◆対応③
5cmで0.23 μSv/h以下にできないとき
→シートで覆い飛散防止
→バリケード等で立入制限
→経過観察して個別に対応を検討

放射性物質がたまりやすい場所



○子ども関連施設の除去物の対応基準

- ◆対応① 廃棄物処理が可能なもの
→できるだけ少量・分割して廃棄物処理
- ◆対応② 土壌等(表面0.23 μSv/h以下)
→覆土5~10cmで施設内に覆土処理
- ◆対応③ 土壌等(表面0.23 μSv/h超)
→覆土20~30cmで施設内に地下保管
(二重のビニール袋などで漏出防止)

